第5章 包括外部監査の結果一強制徴収債権(保険料等)

第1 保険料等の概要

1 国民健康保険料

(1) 監査対象部署

国保年金課,料金課

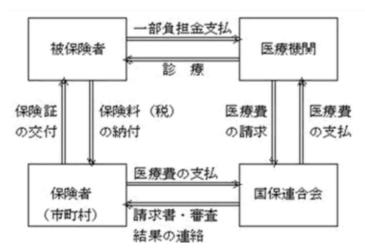
(2) 監査対象債権の概要

国民健康保険料とは、国民健康保険の加入者(被保険者)が、 保険者である市町村に対して支払う保険料のことである。

昭和 33 年,国民健康保険法の成立により,国民皆保険制度が採用され,他の制度に加入している人又は生活保護を受けている人以外の全ての人が国民健康保険に加入することとされた。

〔国民健康保険の仕組み〕

国民健康保険は、被保険者の病気、けがの治療、出産や死亡に対して必要な保険給付(診療等)を、運営主体である市町村が行う制度である。被保険者の保険料及び国・県の補助金で支えられている。



(出典: 岡山県のウェブページ http://www.pref.okayama.jp/page/detail-4895.html)

〔国民健康保険の加入と届出〕

会社の健康保険や公務員の共済組合に加入している人、生活保護を受けている人以外の全ての人が国民健康保険に加入するこ

とになっている。(75歳以上の方及び65歳から74歳までの一定の障害認定を受けた方を除く。)

国民健康保険の加入者は1人ひとりが被保険者となるが,加入等の手続は世帯主がまとめて行う。

[納付義務者]

国民健康保険料の納付義務者は世帯主とされている(国民健康保険条例 9 条)。したがって、世帯主が国民健康保険の加入者ではない場合でも、同一世帯内に国民健康保険に加入している者がいる場合には、世帯主に納付義務が生じる。

〔賦課及び徴収〕

- ア 国民健康保険料は、国民健康保険分、後期高齢者支援金分、 介護保険分から成り立っている。それぞれの保険料率は、以下 のように決定される。
 - ① 「国民健康保険分」の保険料は、その年に必要と見込まれる医療費から、国・県・市等からの歳入と、病院等で支払う 一部負担金を除いた額を、

応能割 (=所得割 50%)

応益割 (=均等割 35%, 平等割 15%)

に按分し、これを加入者全体の所得、人数、世帯数で除して 保険料率を決定する。

② 「後期高齢者支援金分」の保険料は、後期高齢者医療制度の現役世代からの支援金としてその年に国(社会保険診療報酬支払基金)に納付すべき額から、国・県からの歳入を除いた額を、

応能割 (=所得割 50%)

応益割 (=均等割 35%, 平等割 15%)

に按分し,これを加入者全体の所得,人数,世帯数で除して保険料率を決定する。

③ 40歳以上 65歳未満の人は,「国民健康保険分」,「後期高齢者支援金分」の保険料とは別に「介護保険分」の保険料が別途必要となる。「介護保険分」の保険料は,その年に国に納付すべき介護納付金分から,国・県からの歳入を除いた額を,

応能割 (=所得割 50%)

応益割(=均等割35%, 平等割15%)

に按分し,40歳以上65歳未満の加入者全体の所得,人数,世帯数で除して保険料率を決定する。

イ 上記計算に基づき平成 29 年度の料率及び賦課限度額は下表 のとおりである。

平成29年度保険料率と賦課限度額

	国民健康保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	0.0720	0.0260	0.0220
均等割額	26,400 円	8,880 円	9,360 円
平等割額	21,120 円	6,960 円	5,280 円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

(出典: 岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/hofuku/kokuho/kokuho_00134.html)

ウ 納付方法は、普通徴収及び年金からの特別徴収の2通りの方 法がある。

① 普通徴収

普通徴収の場合、保険料は、7月に算定を行い、7月から翌年3月の9回で納付。

② 特別徴収

特別徴収の場合,4月,6月,8月,10月,12月,2月の年金から保険料を天引き。

[法定軽減.減免]

ア 保険料の法定軽減(国民健康保険法 81 条, 国民健康保険法 施行令 29 条の 7, 国民健康保険条例 16 条)

軽減判定に用いる前年中の所得が、国の定める所得基準を下回る世帯については、保険料の均等割・平等割の一部が、下表のとおり減額される。

軽減割合	軽減判定に用いる前年中の所得
7割	330,000 円以下の世帯
5割	330,000 円+(270,000 円×加入者数)以下の世帯
2 割	330,000 円+(490,000 円×加入者数)以下の世帯

軽減判定に用いる前年中の所得:賦課期日時点の被保険者,擬制世帯主,国保から後期高齢者医療制度へ移行した人それぞれの「専従者控除適用前の総所得金額(65歳以上は年金所得から上限15万円控除)+山林所得+分離課税所得」を足し合わせた金額

イ 保険料の減免 (国民健康保険法 77条, 国民健康保険条例 20条, 国民健康保険料減免取扱規程 3条~5条, 国民健康保険条例施行規則 18条)

下表のとおり、災害のほか、前年度所得金額による減免(拡大軽減)、就学援助や児童扶養手当の受給、所得激減、事業廃止、破産等、減免基準に応じた減免内容が定められている。これらの減免を受けるには、申請が必要である。

減免の種類	減免基準	減免内容
災害 (※1,6)	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、所有し、かつ、居住している住宅及び家財(借家の場合の家財を含む)の価格の30%以上の損害を受けた世帯(※災害救助法等が適用されるなど広域に及ぶ場合は、別に基準を定める)	
拡大軽減 (※2,3,6)	所得が、賦課期日において、世帯主及び その世帯に属する被保険者について 1 人目は 39 万円、2 人目以降は 1 人につ き 24 万 5 千円を加算した金額を超えな い世帯	均等割額の 40%,平等割額の 40%まで を減免
就学援助 (※3,6)	就学援助を受けている者の属する世帯	均等割額の 40%,平等割額の 40%まで を減免
児童扶養 手当 (※3,6)	児童扶養手当の支給を受けている者の 属する世帯	均等割額の 40%,平等割額の 40%まで を減免
授業料減免 (※3,6)	岡山県立高等学校授業料減免に関する 規則の規定による高校授業料の減免を 受けている又はこれに準ずると認めら れる者の属する世帯(※高等学校等就学 支援金の受給世帯は対象外)	均等割額の 40%,平等割額の 40%まで を減免
被爆者手帳	被爆者健康手帳を有する者の属する世	均等割額の 40%,平等割額の 40%まで

(%3,7)	帯	を減免
所得激減 (※4,5)	世帯主(国保でない世帯主は除く)及び その世帯に属する被保険者の当該年の 見込み所得が、賦課基準となった所得 (一時所得及び雑所得を除く)と比較し て、30%以上減少した世帯	所得割額に所得の減少割合に応じて 40%~100%を乗じて得た額と当該年度 の未納保険料額を比較して、いずれか少 ない方の額を減免
廃業 (※4,6)	事業を廃止した場合の届出書を提出し た者の属する世帯	所得割額の全額と当該年度の未納保険 料の額を比較して、いずれか少ない方の 額を減免
破産 (※4,6)	免責許可の決定が確定した者の属する 世帯	所得割額の全額と当該年度の未納保険 料の額を比較して、いずれか少ない方の 額を減免
租税条約 (※6)	租税条約の適用を受けている者の属す る世帯	租税条約の適用を受けている被保険者 に係る所得割額中、租税条約に基づく非 課税所得の額に相当する所得により算 出される所得割額の全額と当該年度の 未納保険料の額を比較して、いずれか少 ない方の額を減免
分離譲渡 所得(※6)	分離譲渡所得を有し、自己若しくは世帯 に属する者の債務を返済又は分離譲渡 所得が自己若しくは世帯に属する者が 居住していた家屋若しくはその敷地の 売却によるもので、自己若しくは世帯に 属する者が居住する家屋若しくは家屋 及びその敷地を取得した者の属する世 帯	分離譲渡所得に係る所得割額中,分離譲渡所得の金額を限度として債務の返済に要した額又は家屋又は家屋及びその敷地を購入した額に相当する所得により算出される所得割額の全額と当該年度の未納保険料の額を比較して,いずれか少ない方の額を減免

- ※1 法定軽減, 拡大軽減を受けている場合は, 軽減後の保険料額を減免します。
- ※2 平成29年度に拡大軽減に該当するのは、下記の場合のみ。

世帯主が国保でなく、被保険者が 1 名で、60.5 万<軽減判定所得(※)≦63.5 万の場合 ※軽減判定所得…世帯主と被保険者それぞれの「専従者控除適用前の総所得金額(65 歳以上 は年金所得から上限 15 万円控除)+山林所得+分離課税所得」を合算したもの。

- ※3 法定軽減 5割・7割軽減世帯は対象外。法定軽減 2割軽減世帯は 40%→20%
- ※4 世帯の賦課基準となった所得合計(国保でない世帯主は除く)が600万円以下である必要。

(特例対象被保険者は給与所得軽減30%適用前を使用。)

法定軽減を受けている世帯は、減免額から法定軽減額を引いた差額を減免します。

- ※5 現年度の保険料のみ (翌年度の6月末までに申請要)
- ※6 事由発生年度の保険料を減免
- ※7 事由発生年度以後の保険料を継続して減免

(出典: 岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/hofuku/kokuho/kokuho_00194.html)

[保険料滞納に対する措置]

特別の事情もなく保険料を滞納すると,有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されることがある(国民健康保険法 9 条 10 項)。

さらに滞納を続け、納入期限から1年が経過すると、保険証を返還させ、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付する。この場合、医療機関の窓口での支払が全額自己負担となり、あとで本来国民健康保険が負担する医療費の7割を払い戻す(国民健康保険法9条、国民健康保険法施行規則5条の6)。

滞納が納入期限から1年6ヶ月以上続くと,国民健康保険の給付の全部又は一部の支払が差し止められる(国民健康保険法 63条の2,国民健康保険法施行規則 32条の4)。

滞納が続くと高額療養費、出産育児一時金等の現金給付が発生 した場合に給付額から滞納保険料額を控除されることがある(国 民健康保険法 63 条の 2)。

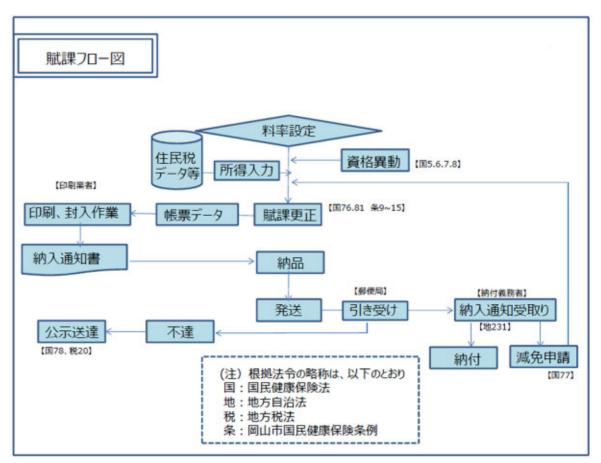
[参照法令等]

債権管理において主に参照している法令等は,国税徴収法,地方税法,自治法,分担金条例,国税通則法,国民健康保険法,国民健康保険法施行令,国民健康保険法施行規則,国民健康保険条例,国民健康保険条例施行規則,国民健康保険料減免取扱規程等である。

[賦 課 業 務 の フ ロ ー]

国保年金課が把握する賦課業務のフローは, 国保年金課資料 1 のとおりである。

国保年金課資料 1 (国保年金課提供)



(3) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

1		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	現年	14,558,086,676	14,232,782,961	13,643,311,639	
調定額	繰越	3,590,912,119	3,351,343,760	3,264,432,905	
	合計	18,148,998,795	17,584,126,721	16,907,744,544	
収入額	現年	13,029,425,189	12,790,506,504	12,370,106,104	
	繰越	868,612,159	838,946,180	882,060,518	
	合計	13,898,037,348	13,629,452,684	13,252,166,622	
収入未済額	現年	1,552,500,561	1,465,479,454	1,294,398,763	
	繰越	1,895,057,576	1,884,477,397	1,819,932,741	
	合計	3,447,558,137	3,349,956,851	3,114,331,504	
不納欠損額	現年	0	0	1,000,371	
	繰越	828,975,896	629,964,130	564,020,100	

合計	828,975,896	629,964,130	565,020,471
----	-------------	-------------	-------------

(4) 指摘·意見

ア その他 (短期被保険者証)

指摘 11 • 国保年金課,料金課

短期被保険者証を送付する際の送付書には,「短期被保険者証の送付はするものの,現在の滞納保険料が解消されていないので,滞納処分をすることがある」という趣旨の警告を記載すべきである。なお,同警告文が,料金課の滞納処分手続を阻害するとの危惧については,料金課との連携により解消されるべきである。

(事実)

保険料の納期限から 6 か月が経過するまでの間において当該保険料について納付も納付相談もない世帯及び納付約束不履行世帯に対して,有効期限 6 か月の短期被保険者証を窓口で交付し,その際に被保険者資格の確認,滞納世帯の状況の把握等十分な納付相談を行い,特別な事情もなく保険料を滞納している世帯の解消に努める取扱としている(岡山市国民健康保険料滞納世帯に係る措置の取扱要領)。

にもかかわらず、短期被保険者証を受取りに来ない世帯に対しては、「国民健康保険被保険者証の交付について(重要)」と題する送付書とともに、短期被保険者証を郵送しているが、その送付書には、このまま未納が継続する場合、被保険者資格証明書を交付する場合があること、その場合診療費は一旦全額自己負担となること、及び高額療養費等の保険給付が差し止められることがあることの記載はあるものの、未納保険料について、滞納処分をされる旨の記載はない。

(理由)

保険料未納世帯であるにもかかわらず、短期被保険者証が送付され国民健康保険を利用できる状況が続くため、滞納解消の動機付けが低下すると考えられる。

また、短期被保険者証を交付すべき時点では、既に滞納処分に着手すべき時期と考えられる。すなわち、収入金を定期内に納めないものがあるときは、納期限後 30 日までに期限を指定して督促状を発しなければならず(国民健康保険条例 21 条)、

督促状に指定すべき期間は、その発付の日から 10 日とされている (分担金条例第 2 条)。また、収入金の督促を受けた者がその指定期限までに収入金を完納しない場合においては、督促状の指定期限後 60 日目までに滞納処分に着手しなければならないとされている (分担金条例第 4 条)。

■国民健康保険条例

第21条 徴収金を納期限内に納付しない者に対する督促,延滞金の徴収その他 滞納に係る措置については、岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞 金の徴収に関する条例(昭和32年市条例第37号)に定めるところによる。 ただし、同条例第2条第1項の規定による督促状は、同項の規定にかかわ らず納期限後30日以内に発するものとする。

イ その他(保険料減免)

指摘 12 · 国保年金課

保険料減免申請書の生活費の出所欄には必ず記入させるべきである。また、所得激減を理由に保険料減免申請する場合には、保険料減免申請書に従前の収入が入金されていた預金通帳の写しを必要に応じて添付させるべきである。

(事実)

所得激減(国民健康保険料減免取扱規程 5 条 1 項 6 号)を理由とする保険料の減免申請書の添付書類として,定型の収入・所得状況申告書が添付されているが,同様式には,「その他生活費の出所」欄があり,「・預貯金・仕送り・家族の収入・その他」を選択して記入する書式となっているが,サンプルとして提出された 10 件のうち 8 件について,同欄の記入がなされていない。

減免申請における所得激減の証明資料として,従前の収入が入金されていた預金通帳の写しを添付させていない。

(理由)

国民健康保険条例 20 条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、保険料減免申請書にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならないとされている(国民健康保険条例施行規則 18 条)。

保険料減免申請書の生活費の出所欄を記入させることによって、生活費の原資となる収入及びその受取方法を確認すること

が可能となる。例えば、収入の受取方法が預金口座への入金であれば、当該預金通帳の写しを証明資料として添付させることにより、今後の収入見込みについてより正確に把握できる可能性がある。

また、保険料減免申請の理由である所得激減の状況を把握するためには、従前の収入が入金されていた預金口座の取引履歴 を精査する方法が効率的である。

■国民健康保険条例

- **第20条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。
 - (1) 災害等により生活が著しく困難となつた者
 - (2) 貧困により生活のため公の扶助を受ける者
 - (3) 前2号に類する理由があると認められる者
 - (4) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する 月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア、イ(省略)
- 2 (省略)

■国民健康保険条例施行規則

- 第18条 条例第19条又は第20条の規定により保険料の徴収の猶予又は減免を受けようとする者は、国民健康保険保険料徴収猶予申請書(様式第7号)又は国民健康保険保険料減免申請書(様式第8号)にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 (省略)

■国民健康保険料減免取扱規程

第5条 条例第20条第1項第3号に規定する者は、次の各号の一に該当する者とし、それらの者に対する減免額は、当該各号に定める額とする。ただし、第1号から第5号までの規定による減免は、条例第16条第1項第1号又は第2号の規定の適用を受ける納付義務者について、第6号から第8号までの規定による減免は、保険料の賦課基準となった総所得金額等(世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合においては、条例第16条の2の規定を適用する前の総所得金額等とする。)が600万円を超える世帯に係る保険料の納付義務者については、それぞれ行わない。

(1)~(5)(省略)

(6) 世帯主及びその世帯に属する被保険者の当該年の総所得金額等の見込

額(被保険者でない世帯主に係る見込額を除く。)が、賦課基準となった総所得金額等(所得税法(昭和40年法律第33号)第34条に規定する一時所得及び同法第35条に規定する雑所得に係るものを除く。別表第2において同じ。)と比較して、減少割合が10分の3以上である世帯に係る保険料の納付義務者 当該見込額が減少した年度の当該世帯に係る保険料のうち、当該世帯に係る所得割額に賦課基準となった総所得金額等及び当該見込額の減少割合に応じて別表第2に定める割合を乗じて得た額と当該年度の未納保険料(申請の日以後に納期の到来する当該年度の保険料については、未納保険料とみなす。)の額とを比較していずれか少ない方の額

(7) (以下省略)

2, 3 (省略)

ウ その他(保険料減免)

意見 11・国保年金課

国民健康保険料減免申請書(国民健康保険条例施行規則様式8号)(国保年金課資料2)の納付義務者欄の直下の「次の理由により国民健康保険料の減免を申請します。」との記載の次に、「その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を申告します。」との記載を追記するのが望ましい。併せて、保険料の減免を紹介している岡山市ウェブページにも、その旨を記載するのが望ましい。

(事実)

国民健康保険料減免申請書には、「保険料の減免を受けた理由 が消滅した場合には、直ちにその旨を申告することを誓約する」 旨の記載がない。

(理由)

国民健康保険条例 20 条 1 項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならないとされている(国民健康保険条例 20 条 2 項)。減免理由消滅の場合の申告義務については、減免申請書に記載がなく、岡山市のウェブページにも触れられていないため、申請者がその申告義務の認識を欠いていると考えられる。

■国民健康保険条例

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めら

れるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となつた者
- (2) 貧困により生活のため公の扶助を受ける者
- (3) 前2号に類する理由があると認められる者
- (4) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する 月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規 定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立 学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を 受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに 至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定に よる承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない 期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例 被保険者手帳を返納した者を除く。
- 2 前項の規定によつて保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

(1枚目)

国保年金課資料 2

様式第8号(第18条関係)

国民健康保険料減免申請書

						年	月	目
岡山	山市長	様						
			付義務者 (世帯主)	住氏電	所 名 話	岡山市		
次(の理由により	国民贸	建康保険料	の減	免を	申請します。		
納入	通知書整理	番号						
世帯	主の個人	番号						
申請	年度・保険	料額	円				年	度
申請到	理由							
添付書	書類							
	氏 名	続 柄	生年月	日	指	Í		要
世								
帯								
(D)								
状 況								
1/4								
					1			

2 介護保険料

(1) 監査対象部署

介護保険課,料金課

(2) 監査対象債権の概要

介護保険制度は、介護保険法を根拠法令として、岡山市が保険者となって運営し、40歳以上の人が加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができる制度である。

[加入者(被保険者)]

介護保険の加入者は,第1号被保険者(65歳以上の人)と第2 号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)である。

1号被保険者は、介護保険料を岡山市に納付し、介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できる。

2号被保険者は、介護保険料を加入している医療保険の保険料とともに医療保険者に納付し、16の特定疾病により介護や支援が必要となったときに、市の認定を受け、サービスを利用する。

〔自己負担〕

介護保険サービスを利用したときの自己負担は,1割又は2割 負担となる。

平成 30 年 8 月から一定以上の所得がある人 (65 歳以上) は 3 割負担となった。

〔賦課及び徴収〕

ア 介護保険制度は、介護サービスの提供に必要な費用(自己負担分を除く)の約50%を公費で、約27%を40歳から64歳までの医療保険加入者の保険料で、残りの約23%を65歳以上の方の保険料で支える制度である。

必要な費用の総額から、公費及び2号被保険者の保険料を除いた金額を、1号被保険者の人数で割ることで、1号被保険者 一人当たりの平均保険料である「基準額」が決定される。

基準額は3年ごとに見直され,平成27年度から平成29年度 までの基準額は,年額73,920円(月額6,160円)である。

また、保険料段階を 12 段階としており、そのうち第 5 段階を「基準額」と設定し、第 1 段階を 0.45 倍、第 12 段階を 2.5

倍として下表のとおり賦課する。

	として下衣のとねり蜘蛛りる。	1	1
 保険料段階	対象者	基準額に対	金額
PRISCI ITALI	7726	する割合	
	①生活保護受給者,中国残留邦人支援給付受給者		
 第1段階	②老齢福祉年金受給者	0.45	22 264
第1 段陷	③世帯全員が市民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と	0.40	33,264
	合計所得金額の合計が80万円以下		
生の肌肉	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合	0.7	F1 7/4
第2段階	計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下	0.7	51,744
佐っ 5元7比	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合	0.75	FF 440
第3段階	計所得金額の合計が 120 万円超	0.75	55,440
	本人が市民税非課税で,世帯に市民税課税者がいる方で,本		
第4段階	人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	62,832
	本人が市民税非課税で,世帯の中に市民税課税者がいる方		
第 5 段階	で, 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円	1	73,920
	超		
第6段階	本人が市民税課税で本人の前年の合計所得金額が 125 万円	1 15	0F 000
第 0 段陷	未満の方	1.15	85,008
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 190 万円	1.05	09.400
第(段陷	未満の方	1.25	92,400
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 400 万円	1.5	110 000
第○ 段阻	未満の方	6.1	110,880
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円	1.75	190 260
男り 段陥	未満の方	1.70	129,360
第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 800 万円	2	147,840
かりが	未満の方	4	147,040
第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円	2.25	166,320
第11 段陷	未満の方	4,40	100,520
第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1000 万円以上の方	2.5	184,800

介護保険料で用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費を差し引き、 所得控除する前の額)から、譲渡所得に係る特別控除額を除いた金額で、第1~第5段階については、 さらに公的年金に係る所得金額を除いたもの。

イ 保険料の納付方法は、年金を受給していない人や支給額が少

ない人(年額 18万円未満)は納付書による普通徴収(4月から翌年 3月までの 12 期で納付)となるが、それ以外は、原則として年金天引きによる特別徴収(4月、6月、8月、10月、12月、2月に天引き)による。

[減免]

保険料の減免(介護保険法 142条,介護保険条例 13条,介護保険条例施行規則 9条)

主たる生計維持者が、災害による著しい損害を受けた場合、あるいは死亡、失業等で、その収入が著しく減少した場合(条例 13 条 1 項 1 号~5 号)のほか、世帯全員の収入状況により生活困窮に該当する場合(規則 9 条 1 項)、減免することができるとされている。これらの減免を受けるには、申請が必要である。

〔保険料滞納に対する措置〕

ア 1年以上滞納した場合

サービス利用時の支払い方法が「償還払い」に変更される。

イ 1年半以上滞納した場合

償還払いを請求しても保険給付の一部又は全部が一時差し止められる。繰り返し滞納が続く場合、差し止めた給付費から滞納保険料が控除されることがある。

ウ 2年以上滞納した場合

保険料が未納のまま時効となった期間がある場合は、サービス利用時、本人の負担割合が、1割又は2割の人は3割に、3割の人は4割になる。また、高額介護サービス費の支給を受けることができない。

[参照法令等]

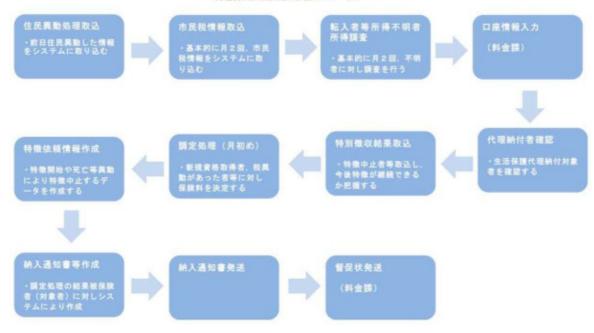
債権管理において主に参照している法令等は、国税徴収法、地方税法、自治法、分担金条例、国税通則法、介護保険法、介護保険料施行令、介護保険法施行規則、介護保険条例、介護保険条例施行規則等である。

〔賦課業務のフロー〕

介護保険課が把握する賦課業務のフローは,**介護保険課資料 1** のとおりである。

介護保険課資料1(介護保険課提供)

介護保険料賦課業務フロー図



〔賦課業務体系〕

介護保険課が把握する賦課業務体系は, **介護保険課資料 2** のと おりである。

介護保険課資料2(介護保険課提供)

介護保険料賦課関係業体系図 毎月の流れ 市民保険年金課 課税管理課 自立支援課 介護保険課 料金課 生活保護情報 市民税情報 異動情報 介護システム 市民税異動 情報 口座情報 月 初 週付·充当情 報 調定処理 住民異動情報 旬 納入通知書作成 生活保護情 生活保護 登録情報 月 中 納入通知書発送 旬 生活保護情 報 生活保護 登録情報 特別 微収依 頼結果情報 生活保護代 理納付デー タ作成 月 督促状作成 下 市民税異動情報 旬 介護システム 督促状発送

(3) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	現年	12,659,671,900	13,014,092,438	13,229,475,244	
調定額	繰越	284,321,459	290,555,482	295,033,208	
	合計	12,943,993,359	13,304,647,920	13,524,508,452	
	現年	12,526,470,793	12,886,979,359	13,111,635,340	
収入結	繰越	64,306,314	65,243,317	67,800,636	
	合計	12,590,777,107	12,952,222,676	13,179,435,976	
	現年	147,705,850	140,652,007	132,261,733	
	繰越	143,744,830	155,211,415	156,354,639	
	合計	291,450,680	295,863,422	288,616,372	
不納欠損額	現年	0	0	0	
	繰越	76,489,324	70,327,096	71,033,204	
	合計	76,489,324	70,327,096	71,033,204	

(4) 指摘·意見

ア滞納処分(連帯納付義務)

指摘 13 • 介護保険課,料金課

連帯納付義務者である世帯主や配偶者の資力を調査の上、滞納処分を行うべきである。

(事実)

第1号被保険者に保険料の滞納がある場合においても、被保険者の属する世帯の世帯主や被保険者の配偶者に対して滞納処分を行っていない。料金課によれば、制度趣旨及びマンパワー等を考慮して、滞納処分を行っていないとのことである。

(理由)

介護保険法 132条 2項,同条 3項に,普通徴収の方法によって徴収しようとする場合の保険料につき,被保険者との連帯納付義務が定められており,世帯主及び配偶者に連帯納付義務がある。制度趣旨及びマンパワー等を考慮して,請求までは行っていないとの料金課の回答であるが,結果として一律に世帯主及び配偶者に請求しない扱いは,負担の公平性に欠ける。

■介護保険法

第 132 条

- 1 (省略)
- 2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収 の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付 する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の 方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付す る義務を負う。

イ その他(保険料減免)

意見 12・介護保険課

岡山市介護保険料減免申請書(介護保険条例施行規則様式3号)(介護保険課資料3)の冒頭の「なお、申請に伴う申告内容の虚偽、不備のため、この申請に基づく処分が取消されても異議ありません。」との記載の次に、「申請の理由が消滅した場合には、直ちにその旨を申告します。」との記載を追記するのが望ましい。併せて、保険料の減免を紹介している岡山市のウェブページにも、その旨を記載するのが望ましい。

(事実)

岡山市介護保険料減免申請書には、保険料の減免を受けた理由が消滅した場合には、直ちにその旨を申告することを誓約する旨の記載がない。

(理由)

介護保険条例 13 条 1 項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならないとされている(介護保険条例 13 条 3 項)。減免理由消滅の場合の申告義務については、減免申請書に記載がなく、岡山市のウェブページにも触れられていないため、申請者がその申告義務の認識を欠いている可能性がある。

■介護保険条例

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認め られるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に類する理由があると認められること。
- (6) 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者が、規則で定める生活 困窮と認められる要件のいずれにも該当すること。

2 (省略)

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合 においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

介護保険課資料 3 (介護保険課提供)

技式第3号(第9段関係)。

岡山市介護保険料 滅免申請書

e 8 0		
	har.	

岡山市	rto .	442

また			ために		おいて					係人に	報告を	主求め	ること	及び必須	見な文書の
	しくは選 ・申請に何					備のた	: Ø. Z	の申請	基	5く処ろ	が取	り消さ	th T t	異議あ	りません。
	被保険	音番音	/											- 4	.1
被	個人都													X	
保	フリガス	f	明・大・昭												
股魚	氏名			⊕ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □											В
者	住所		₹.,												
	12世代														
フリガナー本人との															
提出者	氏名								€ .		(E)				
無	住所	. ₹													
	12.77								ę	816 8 5	-				
	まる申請 選書。	理由を	チェッ	クする	5221	tl⊑, į	必要な?	卸点を	記入し	ノてくた	さい				
	とたる生計	維持	音の42.	入の著	しい滅	少.									
	死亡・重				Ē		事業の	林廃止	all a						
	事業にお 農作物の			失			失業								
	リガナ	110	1.300												
	5生計雑技	9								本人。関係					
	人番号.	1	1						.1	A	.3	.1		-	
- 04	話国窮(世帯全	員が注	· 民務市	理解:	で下記	- 6件に	全て該	当する	(場合)					
_	1人世帯で														
~	*年度0											方が	いると	きは	
١			なしま												
	市民稅課 屆住用土										2580×	b-Alion	o Temps	at a z	1.40
	いこと。	_	19800	THE ARE .	шти	OF CA	отсо	9.0013	E/0/EE ///	(d /)	Design	<u> </u>	V/JI 10	See A. C	U"a
ㅁその															
- 4															
TiPlt.	記入す	る水蓋	け东ル	1 = ++ /											
	を受					61		ź	Ŧ	月	B ~		年	月	8
源:	免を受し	ナよう	とす	る保険	奥科者	ñ.									
	免を受け、 面でご確				明する	うもの	の添付。	又は提	示が必	接です					
4 Set d	. do 2 + 1 − 3	y 事 45	+ 10/1	D.Th. 264	NI++#	-0+L	IS.								
	を申請には			DIXON	6/18/158	31.60%	,,.								
	映料源免 2人状況等														
	闸(本人)			る場合	は, 1	是出者	の印制	も必要	. (
	護保険被									5可)。					
の 年	金額振込	(支払)通知	書又は名	年金の	振り込	とまれる	横金	通帳						
2. 339	克申詩書 及	द्रेटधर	入状況	等申告	書に	新付が	必要な	もの (3	写して	も可).					
①本	人又は世	帯員が	[編]	止年金等	朝汉入] Zli	た [雇用	据険(の収入	」があ	る場合	å.			
口盆	F金額叛込														.1
ļl	*紛失*	F CSB	付でき	ない場	合は	年金	等が振	り込ま	れる i	他途頭	きをお	持ちく	ださ	N .:	
Out	晩を受け	ようと	する	生由に、	より,	提示が	必要な	(t) (0)	(例示)						
	_			砂損害	_	_	被災証明				場合	ま不要).		
滅		睁	吉・長	期入院	,		医肺診	(書等						\neg	
%	収上	3	業業のd	太康止。		0	体業・月	東業に	関する	5届出2	等。			\neg	

不作・不漁等。

口離職証明書 口雇用保険受給資格者証。

ロ相災を証明する書類、所得を証明する書類等。

ウ その他(保険料減免)

指摘 14 · 介護保険課

解雇、事業廃止を理由とする減免について、申請日の属する 月からではなく、4月に遡って月割保険料を減免する場合、4 月に申請できないやむを得ない事由を確認し、少なくとも岡山 市介護保険料減免申請書の担当職員の所見欄に付記すべきで ある。

また、不動産の買換えを理由とする減免について、申請日の属する月からではなく、4月に遡って月割保険料を減免する場合、4月に申請できない特別な事情を確認し、少なくとも岡山市介護保険料減免申請書の担当職員の所見欄に付記すべきである。

(事実)

介護保険課が抽出して提出した,平成 25 年度から平成 29 年度までの岡山市介護保険料減免申請書のサンプル 21 件は,いずれも,申請月の如何に関わらず,4月から翌年 3 月までを減免期間として,減免を承認している。

このうち、介護保険条例 13 条 1 項 3 号の解雇、事業廃止を理由とするものが 3 件、同条 1 項 5 号のうち、介護保険料減免取扱要領(介護保険条例 13 条 1 項 6 号該当分を除く。)3 項 1 (1) (イ) の不動産の買換えを理由とするものが 3 件、同要領 3 項 1(1) (エ) の拘禁を理由とするものが 14 件、同要領 3 項 1(1) (オ) の国外居住を理由とするものが 1 件であった。そして、解雇、事業廃止を理由とするもののうち 1 件は、前年度 11 月に減免事由が発生し、当該年度 8 月に申請されており、不動産の買換えを理由とするもののうち 3 件は、いずれも、前年中に不動産を売却しており、買換え不動産の取得日は明らかでないが、当該年度 7 月又は 9 月に申請されている。

(理由)

介護保険条例 13条 1 項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、当該免除を受けようとする理由の生じた日後最初に到来する納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付日)までに、介護保険料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでないとされている(介護保険条例施行規則 9条 3 項)。

そして、介護保険条例 13 条 1 項 3 号に該当する場合の減免の期間は、申請日の属する月から当該年度内とされ、ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該減免事由が発生した日以後の当該年度内の納期に係る月割保険料について減免することができるとされている(介護保険料減免取扱要綱4条 1 項 2 号)。したがって、前年度に発生した事由について、当該年度の初めから、月割保険料を減免するには、やむを得ない事情を確認する必要があり、その確認した事情を書面で残すべきである。

また、介護保険条例 13 条 1 項 5 号のうち、介護保険料減免取扱要領(介護保険条例 13 条 1 項 6 号該当分を除く。)第 3 項 1(1) (イ) の不動産の買換えを理由とする場合の減免対象の保険料額は、申請日の属する月から当該年度内の月割保険料額を対象とするとされ、ただし、減免事由発生後、直ちに申請できない特別な事情があると認められた場合は、減免事由発生月後の当該年度内の月割保険料額のうち、未納保険料額を限度として対象とすることができるとされている(介護保険料減免取扱要領(介護保険条例 13 条 1 項 6 号該当分を除く。)3 項 2(1))。したがって、前年度に発生した事由について、当該年度の初めから、月割保険料を減免するには、特別な事情を確認する必要があり、その確認した事情を書面で残すべきである。

■介護保険条例

- 第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認め られるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。
 - (1)(省略)
 - (2)(省略)
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) (省略)
 - (5) 前各号に類する理由があると認められること。
 - (6)(省略)
- 2 (以下省略)
- ■介護保険条例施行規則
- 第9条

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 条例第 13 条第 1 項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、当該免除を受けようとする理由の生じた日後最初に到来する納期限(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 131 条に規定する特別徴収の方法によって保険料を徴収されている者にあっては、特別徴収対象年金給付日)までに、介護保険料減免申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

■介護保険料減免取扱要綱

- 第4条 減免の期間は次に掲げる区分に応じた期間とする。
 - (1) (省略)
 - (2) 条例第 13 条第 1 項第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する場合 申請日の属する月から当該年度内とする。ただし、やむを得ない事情が あると認められる場合は、当該減免事由が発生した日以後の当該年度内の 納期に係る月割保険料について減免することができる。
- 2 (省略)
- ■介護保険料減免取扱要領(介護保険条例 13 条 1 項 6 号該当分を除く。)

第3 その他

- 1 減免対象者
 - (1) 減免対象者は、次の (ア), (イ), (ウ), (エ) 及び (オ) いずれかに該当する第1号被保険者。(岡山市介護保険条例第13条第1項第5号)
 - (ア)疾病,事業の廃止,その他特別な理由により借入金(マイカーや住宅ローンは除く。)があり,生活が困窮している者
 - (イ)債務保証履行のために、不動産を譲渡し、生活が困窮している者。 又は自己の居住する不動産を売却し、その資金により自己の居住する 不動産を購入した者。
 - (ウ) 第1 災害減免, 第2 所得激減減免, 第3 生活困窮者減免及び前記 (ア), (イ) に類する理由により, 生活が著しく困窮していると認められる者。
 - (エ)介護保険法第 63 条 (*) の規定の適用を受ける者 (拘禁者)で、その期間が 2 箇月を越える者。
 - *介護保険法第63条・・・「監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。」
 - (オ) 1 年以上引き続き、日本国外に居住していた者(国内の居住が、1 回あたり 30 日以下の場合かつ通算して 90 日以下の場合に限る。)
 - (2) (省略)

2 減免額

(1) 減免対象の保険料額

(ア)~(ウ)

減免対象の保険料額は申請日の属する月から当該年度内の月割保険料額とする。ただし、減免事由の発生後、直ちに申請できない特別な事情があると認められた場合は、減免事由発生月後の当該年度内の月割保険料額のうち、未納保険料額を限度として対象とすることができる。

(エ), (オ)

拘禁が開始された日又は日本国外に居住を始めた日から, 拘禁が終了 した日又は帰国した日の属する月の前月までの月額保険料額を対象と する。

- (2)(省略)
- 3 (以下省略)

エ その他(保険料減免)

意見 13・介護保険課

介護保険料施行規則と整合しない介護保険料減免取扱要領により減免が行われないようにするため、早期に改定を実施するのが望ましい。

(事実)

介護保険料減免取扱要領(介護保険条例 13 条 1 項 6 号該当分)の 6 頁 3 (2) 減免割合(減免額)には「条例 6 条 1 号」の保険料額との差額分を減額するとあるが、介護保険条例施行規則 9 条 2 項には、「条例 6 条 2 項」の保険料額との差額を減額するとある。

同取扱要領が適用されると、減免後の保険料は年額 36,960 円となるが、同施行規則が適用されると、減免後の保険料は年額 33,264 円となる。

なお、脱稿後、同取扱要領の該当箇所については、平成 31 年 2 月 28 日に改定済みとの報告を受けた。

(理由)

介護保険料取扱要領と介護保険料施行規則では,後者が上位と考えられる。未経験者が依拠するのが,同取扱要領であることが多いと考えられ,加えて介護保険課では口頭引継が行われていることから,同施行規則と整合しない同取扱要領により減

免が行われる可能性があるため、同施行規則と整合しない同取 扱要領を早期に改定する必要がある。

■介護保険条例施行規則

第9条

- 1 (省略)
- 2 市長は、条例第 13 条第 1 項第 6 号に該当するものについては、保険料賦 課期日以後に賦課された保険料額と条例第 6 条第 2 項に規定する保険料額と の差額分を減額する。

■介護保険料減免取扱要領・生活困窮者減免

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3(1)(省略)
 - (2) 減免割合(減免額)

保険料賦課期日以降に賦課された保険料額と条例第6条第1号に規定する保険料額との差額分を減額する。また、減免額は、当該年度内に納付すべき保険料額と、申請日までに既に納付されている当該年度内の保険料額の差額を限度とする。

オーその他(料金課と介護保険課の連携)

意見 14・介護保険課,料金課

介護保険課でも料金課の滞納支援システムの納付相談記録 を閲覧できるようにするのが望ましい。

(事実)

介護保険課の所管は、介護保険料の賦課、収納及び徴収については、納付書発行までであり、それ以外には、保険料の減免及び給付制限の事務である。滞納者に対する対処は料金課の所管であり、介護保険課は給付制限との関係で滞納者に対処するが、その場合でも滞納交渉をするのは料金課である。

よって、要介護認定の申請がなされた際には、料金課のみならず介護保険課も滞納者に対処することになる。

他方で、要介護認定までの段階の滞納交渉の状況は、料金課の滞納支援システムに納付相談等の記録が記載されるため、介護保険課ではその記録が確認できない。介護保険課が利用している介護保険システム(ライフパートナー)にも、納付相談記録を記載できる画面があるが、滞納支援システムのみの記載で

あると, ライフパートナーには反映されない。

(理由)

給付制限後の納付交渉又は保険料の減免審査に際し、料金課での滞納交渉の状況が、介護保険課でも把握できるようにすれば、滞納者からの聴き取りにおいて、一から事情確認する必要がなく、効率的な事務処理ができる。

3 後期高齢者医療保険料

(1) 監査対象部署

医療助成課,料金課

(2) 監査対象債権の概要

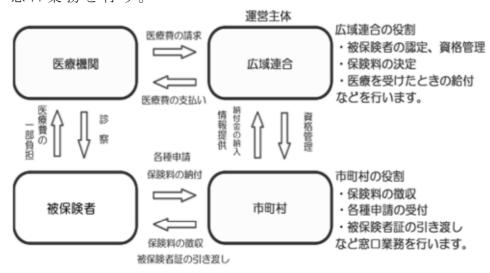
後期高齢者医療保険料とは、高齢者医療確保法を根拠法令として、後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)が、徴収事務を行う市町村に対して納付する保険料のことである。

急速な少子高齢化の進展や国民医療費が増大するなか、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり継続可能なものとするために「老人保健法」が「高齢者医療確保法」に改正され、新たな医療保険制度として 75 歳 (一定の障害がある人は65 歳)以上を対象とした「後期高齢者医療制度」が平成 20 年 4 月 1 日から施行されている。

〔制度の運営〕

後期高齢者医療制度の運営は、各都道府県単位で行われ、岡山県は県内全ての市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う。

広域連合は、資格の認定、保険料の決定、医療の給付等の運営全般を行い、市町村は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収、各種申請・届け出の受付、被保険者証の引き渡し等の窓口業務を行う。



(岡山県後期高齢者医療広域連合ウェブページ http://www.kouiki-okayama.jp/seidogaiyo.html から引用)

〔対象者(被保険者)〕

75歳以上の人全員と、一定の障害がある人で加入を希望し認定された65歳から74歳までの人が対象となる。

対象者

対象者	適用開始時期
75歳以上の人	75歳の誕生日当日から。
	なお転入の場合は転入日から。
65歳から74歳で一定の障害があり、広域	広域連合の認定日から
連合の認定を受けた人	

(出典: 岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/hofuku/kouki/koureiiryo/okayama_00179.html)

〔自己負担〕

医療機関にかかるときの自己負担は,原則 1 割負担,現役並みの所得がある人は 3 割負担となる。

〔賦課及び徴収〕

ア 保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の 所得に応じて負担する「所得割額」の合計とされている。平成 28・29年度の限度額は57万円とされている。

保険料率は,2年ごとに見直され,岡山県内では均一となる。

過去の保険料率

	均等割額	所得割率
平成 20・21 年度	43,500 円	7.89%
平成 22・23 年度	44,000 円	8.55%
平成 24・25 年度	45,000 円	8.97%
平成 26・27 年度	46,300 円	9.15%
平成 28・29 年度	49,200 円	9.87%

(出典: 岡山県後期高齢者医療広域連合ウェブページ http://www.kouiki-okayama.jp/images/seidogaiyou/kakonohokenryou.pdf)

イ 保険料の納付方法は次の2通りの方法がある。

(7) 特別徴収

年額 18 万円以上の年金を受給されている人で,介護保険

料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人は,原則として,年金からの天引き(特別徴収)による。

(イ) 普通徴収

特別徴収以外の人は、納付書や口座振替による納付方法 (普通徴収)により、7月から翌年3月の期間(9期)で納付する。

〔軽減、減免〕

ア保険料の軽減

所得の低い人は,世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」を,9割,8.5割,5割又は2割軽減される。

なお、平成 29 年度までは、「賦課のもととなる所得金額」が 58 万円以下の人は、特例の軽減措置として「所得割額」が軽減 (平成 28 年度までは 5 割軽減、平成 29 年度は 2 割軽減) され ていたが、平成 30 年度からは、この軽減措置が廃止された。

イ 保険料の減免(高齢者医療確保法 111 条, 県後期高齢者医療 条例 18 条, 県後期高齢者医療保険料減免取扱規程)

災害のほか、世帯主死亡、障害・入院・事業廃止等による世帯主の収入著減、刑事施設拘禁等、減免基準に応じた減免内容が定められている。これらの減免を受けるには、申請が必要である。

市町村は、減免申請書の受付事務を行い、減免決定は広域連合が行う。

[保険料滞納に対する措置]

特別の事情もなく保険料を滞納すると、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されることがある(高齢者医療確保法施行規則 20条2項)。

さらに滞納を続け、納入期限から1年が経過すると、保険証を返還させ、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付する。この場合、医療機関の窓口での支払が全額自己負担となり、あとで後期高齢者医療保険から払い戻す(高齢者医療確保法 54条、高齢者医療確保法施行規則14条)。

さらに滞納が納入期限から1年6か月以上続くと、後期高齢者 医療給付の全部又は一部の支払が差し止められる(高齢者医療確 保法92条,高齢者医療確保法施行規則72条)。

[参照法令等]

債権管理において主に参照している法令等は、国税徴収法、地方税法、自治法、分担金条例、国税通則法、高齢者医療確保法、 県後期高齢者医療条例、市後期高齢者医療条例、市後期高齢者医療条例施行規則等である。

(3) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	6,045,265,000	6,727,668,900	7,081,726,000
	繰越	79,788,869	76,720,489	75,716,254
	合計	6,125,053,869	6,804,389,389	7,157,442,254
収入額	現年	6,014,220,483	6,695,561,314	7,046,130,027
	繰越	26,395,302	24,050,103	26,066,357
	合計	6,040,615,785	6,719,611,417	7,072,196,384
収入未済額	現年	40,710,449	40,163,986	45,423,973
	繰越	36,419,940	35,742,968	38,183,913
	合計	77,130,389	75,906,954	83,607,886
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	17,062,227	17,011,598	11,571,684
	合計	17,062,227	17,011,598	11,571,684

(4) 指摘・意見

ア 滞納処分(連帯納付義務)

指摘 15 医療助成課,料金課

世帯主や配偶者に対して、滞納処分の検討を行うべきである。 結果として一律に世帯主及び配偶者に請求しない扱いは、負担 の公平の観点から改め、連帯納付義務者の資力を調査のうえ、 滞納処分を実施すべきである。

(事実)

被保険者に保険料の滞納がある場合においても、制度趣旨及びマンパワー等を考慮して、被保険者の属する世帯の世帯主や被保険者の配偶者に対して滞納処分を行っていない。

(理由)

高齢者医療確保法 108条に、普通徴収の方法によって徴収し

ようとする場合の保険料につき、被保険者との連帯納付義務が定められており、世帯主及び配偶者に連帯納付義務がある。

■高齢者医療確保法

第 108 条

- 1 (省略)
- 2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法 によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義 務を負う。
- 3 配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法に よつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務 を負う。

イ 滞納処分 (積極的な実施)

意見 15 医療助成課, 料金課

滞納処分の予告を行った上、連帯納付義務者を含め、財産調査を徹底し、積極的に滞納処分を行うのが望ましい。

(事実)

保険料滞納者について,通常より有効期間が短い短期被保険者証の交付が窓口で行われているが,滞納者から応答がない場合,特段の措置を取らないまま,短期被保険者証を郵送している。

(理由)

短期被保険者証の制度は、保険料滞納者に対して、短期被保険者証を窓口で交付することにより、被保険者と納付につき相談する機会をより多く持ち、もって保険料の滞納解消を進める制度である。

特に、後期高齢者医療保険については、滞納がさらに進んだ場合の被保険者資格証明書の交付につき、国の方針として、厚生労働省から厳格な運用(謙抑的運用)を求められており、保険給付を優先する制度となっている実情から、短期被保険者証による納付相談の励行は欠かせない状況にある。

もっとも、窓口に出向かず、連絡もない滞納者の中には、実質的には、支払能力がないとはいえない滞納者の存在が考えられる。何らの措置をとらないまま、短期被保険者証を交付した場合、そのような者に後期高齢者医療保険の利用を許している

可能性がある。

4 保育料等

(1) 監査対象部署

就園管理課・料金課

(2) 監査対象債権の概要

保育料等は、子ども・子育て支援法、保育所条例、特定教育等利用者負担額条例に基づいて、保育所及び市立認定こども園(保育利用)に入所させることについて市長の許可を受けた児童の保護者に対して、保護者の負担能力に応じた利用者負担額の支払を求めるものである。

[保育料等]

利用者負担額は、児童の年齢及び同一生計内の子どもの人数と利用区分によって、階層が決定され、児童の属する世帯の市町村民税額(ただし、住宅借入金等特別控除等の適用を受ける前の額)に応じて、月額 0 円から 55,700 円の範囲内で決定される(特定教育利用者負担額条例 3 条、別表 2)。

児童の属する世帯とは、住民票上の世帯を指すものではなく、例えば、単身赴任の父、就学で住居を別にしている子、父母に収入が少なく生活費扶助をしている祖父母等、別居をしていても、生計を同一にしているものを指す。

就園管理課において保育料等負担額を算定し納入通知書を発送するが、その徴収事務は料金課で行われている。料金課で収納された保育料等は、就園管理課のシステム(こあら)に反映される。

なお、平成 29 年度の保育料等は、**就園管理課資料 1** のとお りである。

就園管理課資料 1

平成29年度

◆保育利用の場合◆ 2号・3号認定(保育料/利用料)

	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3	利用者負担	額(月額)	単位: 円	3	
Ť			(A	保育標準時間			保育短時間		
階層 区分	7	THE STATE OF	義	3 藏未演児	3歳児	4歳以上児	3 藏未满児	3歳児	4歳以上)
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第 1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単 給の場合を含む。)の属する世帯及び中国機留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国機留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			0	0	0	0	0	0
B階層			市町村民税非課税世帯	4,000	3,500	3,500	4,000	3,500	3,500
		1	均等割の額のみ	9,000 (4,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,800 (4,400)	6,800 (3,400)	6, 800
		2	所得割の額10,800円未満	10,000 (5,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	9,800 (4,900)	7,800 (3,900)	7,800
		3	10,800円以上 48,600円未満	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	11,700 (5,850)	9,800 (4,900)	9,800
	A 100 EE 2.100	4	48,600円以上 57,700円未満	14,000 (7,000)	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	13, 700 (6, 850)	11, 700 (5, 850)	11,700
き度かては	A階層を除き、当該年	5	57,700円以上 65,000円未満	16,000 (8,000)	14,000 (7,000)	14,000 (7,000)	15,600 (7,800)	13, 700 (6, 850)	13, 700
	度分(4月から8月ま	6	65,000円以上 81,000円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	19,500 (9,750)	17,600 (8,800)	17,600
	でにあって は、前年度 分)の市町	7	81,000円以上97,000円未満	24,000 (12,000)	22,000 (11,000)	22, 000 (11, 000)	23, 500 (11, 750)	21,500 (10,750)	21,500
C階層	村民税の額の区分が次	8	97,000円以上121,000円未満	28, 000 (14, 000)	25,000 (12,500)	24, 000 (12, 000)	27, 400 (13, 700)	24, 500 (12, 250)	23, 500 (11, 750
0	の区分に鉄当する世帯	9	121,000円以上145,000円未満	32,000 (16,000)	28,000 (14,000)	26,000 (13,000)	31, 300 (15, 650)	27, 400 (13, 700)	25, 500 (12, 750
		10	145,000円以上169,000円未満	36,000 (18,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)	35, 300 (17, 650)	30, 400 (15, 200)	26, 500 (13, 250
		11	169,000円以上199,000円未満	40,000 (20,000)	33,000 (16,500)	28, 000 (14, 000)	39, 200 (19, 600)	32, 300 (16, 150)	27, 400
		12	199,000円以上229,000円未満	43,000 (21,500)	34, 500 (17, 250)	29,000 (14,500)	42, 200 (21, 100)	33, 800 (16, 900)	28, 400
		13	229,000円以上301,000円未満	45, 700 (22, 850)	35, 900 (17, 950)	29, 900 (14, 950)	44, 900 (22, 450)	35, 200 (17, 600)	29, 300 (14, 650
		14	301,000円以上397,000円未満	48, 000 (24, 000)	37,500 (18,750)	31, 200 (15, 600)	47, 100 (23, 550)	36, 800 (18, 400)	30,600
		15	397,000円以上	55, 700 (27, 850)	37,500 (18,750)	31, 200 (15, 600)	54, 700 (27, 350)	36,800 (18,400)	30,600

- 1 児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子どもの人数と利用区分によって階層を決定します。
- 2 利用者負担額を決定する基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

【軽減制度】

- ① 同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は表の()内の金額となり、第3 子以降は無料となります。ただし、同一生計の子どもが2人以上いる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該 当する場合(ひとり親世帯等(※)の場合は、77,101円未満)は、児童の年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2 子は()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()の金額(3歳未満児の場合は 9,000円が上限、3歳以上児の場合は6,000円が上限)、第2子以降は無料となります。
- ② 世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一生計の児童が3人以上いる世帯で、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、利用している児童が3歳未満児(平成30年3月31日時点の満年齢)でかつ第3子以降に当たる場合は、表の額(())内の額も含む)からさらに半額となります。
 ※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯(事実婦を除く)、在宅障害児(者)等(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者)のいる世帯です。

(出典: 岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/contents/000325795.pdf)

[保育料等の減免]

非自発的な失業、休業又は離職により世帯の収入が著しく減少した場合等の所定の場合に該当するときは、保育料等の減免

ができると定められている(保育所条例 7条,保育所保育料徴収等規則 2条,特定教育等利用者負担額条例 6条,特定教育利用者負担額徴収等規則 2条)。

なお、平成 30 年 7 月豪雨による被害が甚大であったことに鑑み、減免の特例に関する規則が設けられた(平成 30 年 7 月豪雨に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等の減免の特例に関する規則(平成 30 年市規則第 182 号))。

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は、国税徴収法、地方税法、自治法、分担金条例、国税通則法、児童福祉法、保育所条例、特定教育等利用者負担額条例、特定教育利用者負担額減免徴収等規則、保育所保育料徴収等規則、認定こども園条例、認定こども園利用料徴収等規則等である。

(3) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況(ただし、料金課所管に限る。)

単位:円

		平成 27 年度 (※)	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	3,895,238,060	3,899,116,325	3,553,046,930
	繰越	343,986,159	313,425,381	292,410,085
	合計	4,239,224,219	4,212,541,706	3,845,457,015
収入額	現年	3,832,421,529	3,842,972,524	3,510,187,219
	繰越	53,439,398	52,788,530	62,452,106
	合計	3,885,860,927	3,895,761,054	3,572,639,325
収入未済額	現年	64,384,581	56,474,726	43,342,151
	繰越	246,925,100	236,047,709	207,206,349
	合計	311,309,681	292,522,435	250,548,500
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	43,652,161	24,659,542	22,772,332
	合計	43,652,161	24,659,542	22,772,332

※平成 27 年度認定こども園利用料は、就園管理課が所管であるため、上記数字には含まれていない(平成 27 年度認定こども園利用料収入未済額は、現年 2,331,200 円、繰越 0 円である。)。

(4) 指摘·意見

ア その他(生計主宰者)

指摘 16 · 就園管理課

「生計主宰者の認定方法について」(就園管理課資料 2)に 従って生計主宰者を認定すべきである。

指摘 17・就園管理課

上記「生計主宰者の認定方法について」に関し、決裁手続を行うべきである。

(事実)

岡山市は、平成 26 年度に実施された会計検査院の監査(監査対象年は平成 21 年から 24 年度)において、扶養義務者等の所得税額等を誤認していたため、事業保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたとの指摘を受け、不当と認められた国庫負担金交付額 8,559,435 円を返還した。

会計検査院の指摘を受けて、平成 26 年度に当時の担当部署において組織的に検討して生計主宰者の認定方法を定めた。当該認定方法は、平成 27 年 4 月、就園管理課に引き継がれた。就園管理課は、上記「生計主宰者の認定方法について」の書面を児童の保護者に交付している。なお、平成 27 年度以降、上記「生計主宰者の認定方法について」の内容を含む文書の作成は決裁手続が行われているものの、上記「生計主宰者の認定方法について」自体は決裁手続が行われていない。

就園管理課によれば、生計主宰者を認定するとき、まず、 児童の父母の所得金額により、祖父、祖母及び児童の兄姉(以下「祖父母等」という。)を生計主宰者とみなすか否かが決せ られている。この場合の所得金額は、所得税法上の扶養親族 の判断に用いられる合計所得金額を用いている。

具体的には、児童の父母(ただし、ひとり親世帯の場合は父又は母により判断される。)の合計所得金額の合計額が 38万円超の場合は、祖父母等は生計主宰者ではないものと判断し、上記「生計主宰者の認定方法について」記載の B, C は検討していないとのことである。

(理由)

上記「生計主宰者の認定方法について」によると、Aに該

当しない場合であっても, B, C に該当する可能性がある場合には, それを検討して生計主宰者を認定することになる。

児童の父母(ただし、ひとり親世帯の場合は父又は母により判断される。)の合計所得金額の合計額が38万円超の場合はAに該当しないことになる。しかし、その場合であっても、児童の父又は母各人の合計所得金額が38万円以下であるケースが考えられる。合計所得金額が38万円以下の児童の父又は母は児童の祖父母等の所得税法上の扶養に入っている可能性がある(所得税法2条1項34号、同条項34の2号、84条)から、上記「生計主宰者の認定方法について」記載のBを検討する必要がある。また、これと同様に、Cについても検討する必要がある。

祖父母等を調査した結果,祖父母等が生計主宰者とみなされるケースでは,世帯の所得が増額することになるため,徴収すべき保育料等を徴収していない可能性がある。

なお、上記「生計主宰者の認定方法について」は、事務決裁規程 4 条 1 項に定める別表第 1 により、課長の専決事項に該当する(事務決裁規程「別表第 1 (共通専決事項)」の「4 文書その他に関すること」のうち、「1 方針及び計画」の「(2) 事務事業の執行計画及び執行管理」の「ウその他のもの」)。上記「生計主宰者の認定方法について」は、決裁手続を行わないまま事実上運用されており、事務決裁規程に違反する。

■所得税法

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ー~三十三の四(省略)
 - 三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第6条の4(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

- 三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち, 年齢 16 歳以上の者をいう。
- 三十四の三 (以下省略)
- 2 (省略)
- 第84条 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族1人につき38万円(その者が特定扶養親族である場合には63万円とし、その者が老人扶養親族である場合には48万円とする。)を控除する。
- 2 前項の規定による控除は、扶養控除という。

■事務決裁規程

- 第4条 市長の権限に属する事務は、すべて市長の決裁を経なければ執行することはできない。ただし、市長は副市長及び前条に定める職位にある者に、別表第1に掲げる事項について専決させることができる。
- 2 (省略)

就園管理課資料2(就園管理課提供)

生計主宰者の認定方法について

以下のA、B、Cに該当するときは、祖父母等を生計主宰者とみなし、父母の市町村民 税額に祖父母の税額を合算して、保育料等を算定することとする。

- ※ 祖父母等とは、祖父、祖母、児童の兄姉をいう。(おじ、おばは含まない)
- A:次の①、②の要件にいずれも該当するときは、②に該当する者のうち最多所得者を生計 主宰者とみなし、市町村民税額を合算する。
- ① 4~8月分保育料等においては前々年、9~3月分保育料等においては前年における父母(ひとり親世帯の場合は父または母)の所得の合計が38万円(※1)以下である。
- ② 同一住所(※2)に居住している祖父母等がおり、その中に、所得額が207万円(※ 3)を超える者がいる。
- ※ ただし、現在の収入状況より、父母(ひとり親世帯の場合は父まだは母)の年間所得の合計が38万円(※1)を超えると推計される場合は、父母のみで生計を維持しているものとみなす。
- ※ 現在の収入状況より、祖父母等の年間所得額が207万円以下になると推計される場合は、父母のみで生計を維持しているものとみなす。
- B: 同居・別居にかかわらず、祖父母等が児童又はその親を税法上の扶養に入れている場合はその祖父母等を生計主宰者とみなし、市町村民税額を合算する。
- ※ ただし、父母が祖父母等の扶養に入っている場合で、現在の父母の収入状況によると、 税法上の扶養には入れないことが明らかな場合は、父母のみで生計を維持していると みなす。
- C:同居・別居にかかわらず、祖父母等が児童又はその親を健康保険上の扶養に入れている場合はその祖父母等を生計主宰者とみなし、市町村民税額を合算する。
- ※ ただし、父母が祖父母の扶養に入っている場合で、現在の父母の収入状況によると、 健康保険上の扶養には入れないことが明らかな場合は、父母のみで生計を維持してい るとみなす。
- ※1 税法上の扶養親族の要件である、所得38万円を基準とする。
- ※2 世帯分離している場合を含む。マンション等で室が異なる場合は、原則別世帯とみなす。その他、各世帯の状況は個別の事情を勘案して判断する。
- ※3 児童及びその親が祖父母等と同居している場合のモデル世帯を、祖父・祖母・母・子2人と想定。

祖父が祖母、母、子2人を税法上の扶養にとった場合は、所得207万円以下であれば、市町村民税所得割は課税されない。このたびの基準では、祖父母等に、廊能負担となる所得割が課税される程度の所得があると見込まれる場合には、その祖父母等

を生計の主催者とみなすものとする。 35万円×(本人+祖母+母+子+子)+32万円=207万円

【補足】・「現在の父母の状況」の確認方法について

申立てのあった日の属する月の前3か月以上、又は、事実の発生した月以降の3か月以上の収入状況により推定する。ただし、年度を遡っての適用はしない。

- ※ 申立てがあった場合、基本的には、適用月以降の保育料等は、前期分は8月まで、 後期分は3月までを父母のみで算定することを想定。年度途中の現況確認等により、 状況が変わっていることが確認されれば、改めて生計主宰者を見直すことも考えられるが、時期や方法については現在未定。
- ※ 祖父母等の収入状況の推計も基本的には同様であるが、個別事例ごとに申立ててもらい判断する。

(例)

- 平成25年中は無職のため所得0円だったが、「平成26年4月から就労している。(現在も就労中)」との申立てが平成27年3月にあった場合。
 - → 平成27年3月より前3か月分の給与明細により、年間所得額を推計する。 (原則は12~2月分の給与明細により確認する。給与明細の発行時期によっては例外もあり。)
- ・ 平成25年中は無職のため所得0円だったが、平成27年5月からは就労する予定。
 - → 平成27年5~7月分の給与明細が提出され、推計した年間所得額により父母のみで 生計を維持していることが見込まれれば、平成27年5月以降の保育料等は父母の みで算定する。
- 平成25年中は無職のため所得0円で、平成27年4月以降は祖父母等を生計主宰者として保育料を算定していたが、平成27年12月に「実は5月からは就労していた」との申立てがあった場合。
 - → 平成27年5~7月分の給与明細が提出され、推計した年間所得額により父母のみで 生計を維持していることが見込まれれば、平成27年5月以降の保育料等は遡って父母のみで算定する。

5 下水道事業負担金

(1) 監査対象部署

下水道営業課,料金課

(2) 監査対象債権の概要

下水道事業負担金とは、下水道が整備された土地は生活環境の改善等の下水道の整備により利益を受けることから、下水道が整備されていない土地との負担の公平性を保つため、都市計画法 75条2項、下水道事業負担金条例2条により、下水道が整備されることによって利益を受ける土地所有者等の受益者に、整備費の一部を負担することを求めるものである(岡山市ウェブページhttp://www.city.okayama.jp/gesui/hukyuukanri/hukyuukanri_00032.html参照)。

負担金の額は、土地の面積に 377 円を乗じて算出される (下水道事業負担金条例 5条、同条例 6条)。

受益者は,原則として,排水区域内の土地の所有者である(下 水道事業負担金条例3条)。

下水道供用開始の公告の日において賦課対象区域内に土地を 所有する者は、岡山市下水道事業負担金申告書を提出する義務が ある(下水道事業負担金条例施行規則3条1項)。

土地が共有の場合等,同一の土地について 2 人以上の受益者があるときは,代表者を定めてこの申告書に連署して提出する義務がある(下水道事業負担金条例施行規則 3 条 2 項)。

債権管理において主に参照している法令等は,都市計画法,国 税徴収法,国税通則法,下水道事業負担金条例,下水道事業負担 金条例施行規則,農業集落排水事業分担金徴収条例,農業集落排 水事業分担金徴収条例施行規則,地方税法,都市計画法,分担金 条例等である。

(3) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
== 空好	現年	254,242,008	218,261,971	231,421,131
調定額	繰越	21,731,916	17,188,966	13,154,331

	合計	275,973,924	235,450,937	244,575,462
	現年	249,113,844	214,053,279	228,132,550
収入額	繰越	8,187,815	5,743,560	4,346,223
	合計	257,301,659	219,796,839	232,478,773
	現年	5,128,164	4,208,692	3,288,581
収入未済額	繰越	12,060,802	9,019,902	6,994,190
	合計	17,188,966	13,228,594	10,282,771
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	1,483,299	2,425,504	1,813,918
	合計	1,483,299	2,425,504	1,813,918

(4) 指摘·意見

ア 滞納処分 (連帯納付義務)

指摘 18 下水道営業課,料金課

連帯納付義務を負う者に対して、督促をし、滞納処分を検討すべきである。

(事実)

下水道営業課は、下水道事業負担金の対象である土地が共有である場合、共有者の代表者に対して納入通知書を送付している。

料金課は、共有者の代表者が滞納した場合、共有者の代表者に対して督促をした後、滞納処分を検討しているが、他の共有者に対して督促をしていないし、滞納処分を検討していない。

下水道営業課によれば、下水道営業課は、共有者の代表者だけでなく他の共有者の情報も保有しているとのことである。

(理由)

共有又は共同使用されている受益地の共有者又は共同使用者は、当該受益地に係る負担金を連帯して納付する義務を負う(下水道事業負担金条例施行規則 5条)。共有者の代表者に対する納入通知は、他の連帯納付義務者に対しても効力が生ずるから(民法 434条)、他の共有者に対して滞納処分するためには、督促が必要である(分担金条例 2条 1 項、同条例 4条)。また、連帯納付義務を負う者に対して督促をすることで、連帯納付義務者から任意に納付される可能性もある。

■下水道事業負担金条例施行規則

第5条 共有又は共同使用されている受益地の共有者又は共同使用者は、当該 受益地に係る負担金を連帯して納付する義務を負うものとする。

第2 保険料等の滞納整理

1 監査対象部署

料金課

2 滞納整理の概念

滞納整理とは、「税や料金などが納期限までに納付されなかった場合に行う一連の業務」である(岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/ryokin/ryokin_00009.html 参照)。

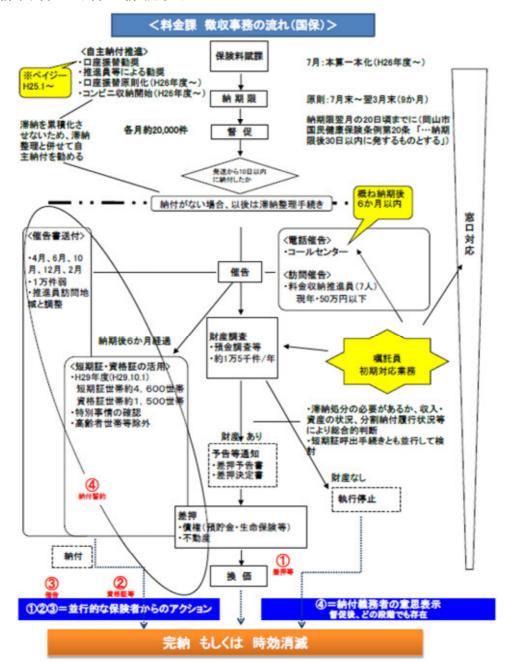
3 保険料等の滞納整理の手段

- (1) 料金課は、保険料等の滞納整理を担当している。
- (2) 料金課では、公益財団法人東京税務協会著「滞納整理事務の手引」(東京都主税局徴収部監修)を参照して滞納整理に取り組んでいる。具体的な保険料等の滞納整理の手段については、収納課における市税の滞納整理の手段(第4章第2の「市税の滞納整理」参照)とほぼ同様であるが、同一ではない。

保険料等の滞納整理の手段については、自治法 231 条の 3 第 3 項が「地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定しているが、その他にも、国民健康保険法 79 条が督促及び延滞金の徴収について規定し、また、分担金条例が滞納処分の着手時期や延滞金等について規定する等、個別の法令等によって規定されている場合もある。

(3) 保険料等(国民健康保険を例として)の滞納整理の事務執行に関するフローは、料金課資料1のとおりである。

料金課資料1(料金課提供)



4 滞納整理基本方針及び滞納整理計画(料金)の策定

- (1) 岡山市は、市税等滞納整理強化対策本部(以下「対策本部」という。)設置規程に基づき、対策本部会議を年2回開催している。
- (2) 対策本部は、滞納整理に向けた基本方針の審議及び策定、滞納整理計画の進行管理等を所掌している(同規程 2 条)。対策本部

が滞納整理の対象として取り扱う歳入は、市税と保険料等である (同規程 6 条)。

- (3) 対策本部は、料金課資料2のとおり、平成29年度の滞納整理 基本方針(料金)を策定している。
- (4) この滞納整理基本方針(料金)に基づき,滞納整理計画(料金) を策定するため、幹事会が設置されている。平成 29 年度は、幹 事会を年2回(平成29年8月2日,平成30年2月1日)開催し ている。幹事会において, 料金課資料 3 のとおり平成 29 年度の 滞納整理計画(料金)を策定している。

料金課資料2(料金課提供)

平成29年度 滞納整理基本方針(料金)

■ 滞納整理の基本方針

- 1 担当職員は、高い使命感を持ち、客観的判断と合理的な手法に基づいて、料金未収金の回収に努めること。2 早期着手と計画的な業務遂行により、短期間での滞納解消に導くこと。
- 3 撤底した調査・照会により、滞納者の実態を的確にとらえ、資力を見極めること。
- 4 納付交渉に当たっては、滞納者の事情をよく聴き、必ず裏付けを取りながら主導的に進めること。
- 5 分割納付を認める場合は、滞納解消が見込める納付計画を作成し、履行状況を適切に進行管理すること。
- 6 滞納者が、催告に全く応答しない場合や誓約した計画を履行しない場合は、滞納処分·短期証等活用し、公平性の確保に努めること。
- 滞納処分に当たっては、明確な根拠・最善の見極め・適正な手順に基づき、厳正に執行すること。
- 目的達成のため、市内部の関係課はもとより、国・県等関係機関との連携・協力をより強化すること
- 合理的かつ効率的な手法や取り組み等を常に工夫・検討し、業務の改善及び執行体制の強化につなげること。

■ 平成28年度重点方針

- 1 前年度からの継続事業として、窓口及び電話による口座 振替勧奨の取り組みをより一層強化する
- 2 初期滞納(現年分)への早期対応を重点的に推進し、す みやかな滞納解消に努める。
- 3 収納課と実務レベルでの合同の取り組みとして「捜索」を 企画・実施する方向で検討する。
- 4 滞納者に対しては、短期証・資格証(国保)等を有効に活 用し、納付相談の機会を確保する。
- 5 預貯金・生命保険をはじめ、給与照会など滞納者の幅広 い財産調査を徹底する。
- 6 滞納整理にかかる各種基準・マニュアル等の整備・充実 を行い、業務のレベルアップを図る。
- 7 賦課・微収部門が一体となった居所不明被保険者調査 等の取り組みを実施する。

■ 平成29年度重点方針

- 1 窓口及び電話による口座振替勧奨の取り組みに関する フォローアップを強化する。
- 2 初期滞納(現年分)への早期対応を重点的に推進し、す みやかな滞納解消に努めるとともに、預貯金・生命保険 をはじめ、給与照会など財産調査を徹底する。
- 3 収納課との合同捜索に加えて、料金課単独での捜索に 取り組み、インターネット公売も定期的に実施する。
- 4 滞納者に対しては、短期証・資格証(国保)等を有効に活 用し、納付相談の機会を確保する。
- 5 派遣要員の投入により収納業務の執行体制を再構築し、 職員配置を見直す中で滞納整理強化を図る。
- 6 滞納整理にかかる各種基準・マニュアル等の整備・充実 を行い、業務のレベルアップを図る。
- 7 過払金債権調査に取り組み、過払金回収による滞納料 金への充当を図る。
- 8 賦課・徴収部門が連携した居所不明被保険者調査に加 えて、社保調査の取り組みを強化することでより一層の 賦課の適正化を図る。



料金課資料3(料金課提供)

平成29年度滞納整理計画(料金課)

◆業務運営計画

	◆業務連営計画 料金課年間スケジュール						
	艇	課	徵収	脱誤	・ 徴収合同の取組み	研修・会議等	
例月			○ 夜間相談 ○ 園長催告(保育) ○ 初期滞納者・分納不履行者への電 話催告 ○ 分納不履行者文書催告 ○ 分納不履行者文書催告 ● 中期預金照会の徹底、給与照会の 強化 ○ インターネット公売 ○ 退払金債権調査	○園長信○滞納管課への設○収納器	要替動獎(5料) 総告(保育) 首の各窓口手続き時の料金 整絡(5料) 果との連携による合同捜索の 加えて料金課単独での捜索実	課内係長会議(毎月第 1第3水曜日) 徴収担当ケース会議 (随時) 滞納整理支援システム 強化WG(電算班)	
4月	○介護・ 付通知(3月)		○一斉催告①			脳課元課による職員研修の実施(5料) 収税初任者研修会(岡 山県)	
5月						国民健康保険事務初任 者研修会(岡山県) 国保年金関係事務説明 会(国保年金課主催)	
			出納	閉	鎖		
6月			○一斉催告②○サマータイム訪問③		児童手当 申出徴収① (保育)		
7月	○国保・ 後期納付		【海納整理強化月間】 ○短期証での納付相談①(後期) ○サマータイム訪問②	短期証 納付相談 (後期)①		東京税経セミナー滞納 整理セミナー(基礎 コース4名、財産調査 コース1名)	
8月	○下水・ 付通知	保育納	○一斉催告③○サマータイム訪問③	居所不明被 保険者調査 (国・介・後)		【幹事会】(8/2) 【本部会議】(8/31)	
9月			○短期証呼出①(国保) ○サマータイム訪問④		短期証呼出 (国保)①		
10月			○一斉催告④ ○短期証呼出未来庁者差押強化		児童手当 申出徴収② (保育)	市町村アカデミーまた は国際文化アカデミー	
11月			[滞納整理強化月間] ○給与差押強化			(18)	
12月			○一斉催告⑤ ○休日相談① ○休日訪問①			岡山県市町村合同公売 会(12月3日)	
1月			○短期証での納付相談②(後期)	短期証 納付相談 (後期)②		【幹事会】(1月下旬)	
2月			【滞納整理強化月間】 ○一斉催告⑤ ○休日滞納整理① ○休日訪問②		児童手当 申出徴収③ (保育)	【本部会議】(2月上 旬)	
3月			【海納整理強化月間】 ○短期証呼出②(国保) ○休日滞納整理② ○休日訪問③	短期証呼出 (国保) ②			

◆重点取組◆

捜索 ・ 給与照会差押の強化 ・ 口座勧奨対象拡大 ・ 滞納整理支援システム機能強化

5 研修の実施

料金課は、平成29年度において、料金課資料4のとおり、課内研修を実施したほか、外部研修を含めた課外研修に参加している。

料金課資料4(料金課提供)

平成29年度料金課研修実績

別紙2

日程	研修会名	主催	受講 人数	備考
4月6日	滞納整理支援システム操作研修	岡山市料金課	12名	新採を含む転入者に滞納整理支援システムの 画面説明及び操作説明
4月14日	新年度配属業務研修	岡山市料金課	16名	組課元課の職員を講師として各種料金の制度概要 及び基礎知識の習得
4月20日	収税初任者研修	岡山県税務課	6名	国税徴収法や地方税法の総論から滞納処分業務
5月17日	国保年金関係事務説明会	岡山市国保年金課	2名	国保の基本業務及び収納に関しての基礎知識向上
5月19日	国民健康保険事務初任者研修会	岡山県長寿社会課	1名	国保制度の概要から保険事業、保険料、その他
7月19日~21日	滞納整理セミナー第1回基礎コース	東京税務協会	2名	主に1年未満の経験者を対象とした基礎的知識の習得
7月26日~7月28日	滞納整理セミナー第1回財産調査コース	東京税務協会	1名	滞納者の各種財産調査及び捜索技法能力の向上
8月2日~8月4日	滞納整理セミナー第2回基礎コース	東京税務協会	2名	主に1年未満の経験者を対象とした基礎的知識の習得
11月27日~12月1日	国際文化アカデミー 「滞納整理の実践と徴収マネジメント」	全国市町村 国際文化研修所	1名	徴収マネジメントや徴収困難な事例への対処方法等 より高度な専門知識の習得及び実務遂行能力の向上
1月10日~1月12日	滞納整理事務新任管理監督者研修	全国地方税務協議会	1名	滞納処分のための財産調査の講義及び事例演習、 監督者としての徴収事務のマネジメント

第3 指摘・意見

1 納付相談

意見 16・料金課

納付相談の際に滞納者から聴取すべき資産・負債、収入・支出等の項目を盛り込んだ書式を作成するのが望ましい。

(事実)

納付相談では、滞納者の資産・負債、収入・支出等について聴取 するが、聴取すべき項目を定めた統一の書式を用意していない。

(理由)

納付相談の際に、滞納者から聴取すべき資産・負債、収入・支出等の項目について、担当者の経験の程度により差が出ないようにする必要がある。

2 所在調査

指摘 19 * 料金課

滞納者の所在調査を徹底すべきである。具体的には、転居先の市

町村役場に対する滞納者の所得等の照会、転居先の市町村内にある金融機関に対する照会、携帯電話会社に対する照会等を実施すべきである。また、転居した滞納者について、市職員による現地調査が困難な場合には、現地調査をサービサーに外部委託する等して、所在調査を実施すべきである。

(事実)

料金課によれば、納入通知書が到達しない場合、次の取扱いを行っているとのことである。

納入通知書の住所地の現地調査を実施し、現地調査の結果、居住が確認できなければ、住民票の異動を確認する。住民票の異動がないときは、所在不明として扱い、市民保険年金課に住民票の職権消除を申し出る。一方、住民票の異動があるときは転居先へ納入通知書を送付するが、これも到達しない場合もある。転居先が市内の場合は、転居先の現地調査を実施し、転居先での居住が確認できなければ、所在不明として扱い、市民保険年金課に住民票の職権消除を申し出る。転居先が市外の場合で、転居先が隣接する市町村のときは転居先へ現地調査を実施することもあるが、全ての市外転居者について実施しているわけではない。転居先の市町村役場に対する照会を実施した場合等もあるが、全ての市外転居者について実施しているわけではない。

料金課によれば、保険料等が、固定資産税のように毎年度発生する債権ではないため、所在調査を徹底できていないとのことである。また、調査先が市外である場合、現地調査に赴くには、多額の費用を要するため行っていないとのことである。

(理由)

滞納者に対する所在調査を尽くさなければ、その後の催告を行うことができない。また、市外への住民票の異動があるときは、転居先の所在調査を尽くさなければ所在不明として扱うことができないため、滞納処分の停止もできない。そのため、消滅時効の完成を待つのみの状態になる。それでは、誠実に納付している者との公平性を欠く。

3 相続人調査

指摘 20・料金課

滞納者が死亡した場合には、相続人調査を実施し、相続人に対し

て法定相続分に応じて請求すべきである。なお、相続人に対して請求するにあたり、事前に、死亡した滞納者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

(事実)

滞納者が死亡した場合、住民票を確認して、同居者で相続人と思われる者がいれば、その同居者に「御親族様」として納付書を送っているが、同居者で相続人と思われる者がいなければ、納付書を送っていない。特に、介護保険料、後期高齢者保険料の滞納者が死亡するケースが多いが、滞納者の相続人調査は、事務の手数がかかるため、実施していない。

(理由)

滞納者が死亡した場合には、相続人が滞納保険料等の納付義務を 承継する(国民健康保険法 78条、高齢者医療確保法 112条、介護 保険法 143条。なお、民法 882条、同法 896条参照)。そのため戸 籍謄本等による相続人調査を実施し、相続人に対して法定相続分に 応じて請求する必要がある。

■国民健康保険法

第78条 保険料その他この法律の規定による徴収金(附則第10条第1項に規定する拠出金を除く。第91条第1項において同じ。)については、地方税法第九条、第13条の2、第20条、第20条の2及び第20条の4の規定を準用する。

■高齢者医療確保法

第 112 条 保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)については、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 9 条, 第 13 条の 2, 第 20 条, 第 20 条の 2 及び第 20 条の 4 の規定を準用する。

■介護保険法

第 143 条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第 150 条第 1 項に規定する 納付金及び第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。)については、地方税法第 9 条、第 13 条の 2、第 20 条、第 20 条の 2 及び第 20 条の 4 の規定を準用する。

4 滞納処分(着手時期)

指摘 21・料金課

滞納者の財産調査を実施して滞納処分可能な財産が判明した場合には、督促状の指定期限後 60 日目までに滞納処分に着手すべきである。

(事実)

催告に応じない滞納者全てにつき、滞納処分としての財産の差押えを、督促状の指定期限後 60 日目までにできていない。もっとも、料金課によれば、督促後の催告や財産調査も「滞納処分の着手」と考えており、財産調査に関しては概ね 60 日以内にできているとのことである。

(理由)

分担金条例第 4 条によれば、「督促状の指定期限後 60 日目までに滞納処分に着手しなければならない」と定められている。滞納処分とは、「納税者が税を正当に完納しない場合に、その徴収機関が行う行政上の強制執行手続を指す」(吉国・荒井・志場共著「国税徴収法精解(16 版)」(財団法人大蔵財務協会、2005 年)95 頁)とされていることから、財産調査は財産の差押えの準備行為にすぎず、滞納処分の着手とはいえないと考えられる。

5 滞納処分(動産の捜索及び差押え)

意見 17・料金課

動産の捜索及び差押えに注力することが望ましい。特に、タイヤロックによる自動車の差押えに取り組むのが望ましい。

(事実)

平成 29 年度滞納整理基本方針に定める重点方針には「収納課との合同捜索に加えて,料金課単独での捜索に取組み」とされている。また,動産の差押えは,平成 29 年度 30 件程度であり,不動産の差押え件数に比べて少ない。タイヤロックによる自動車の差押えの実績はない。

(理由)

動産の捜索によって滞納者の納付義務の自覚を促す効果が期待できる。また、動産も不動産と同様に差押えの対象となりうる財産であるから、動産の差押えによって徴収効率が上がる可能性がある。特に、自動車は、その所有者及び定置場所の把握が容易であることから、タイヤロックによる自動車の差押が可能であるし、また、その解放のため事実上納税を促す効果も期待できる。

6 滞納処分の停止

指摘 22・料金課

滞納処分の停止(地方税法 15条の 7)の運用に関して,統一的な

基準を定めるべきである。

指摘 23 • 料金課

滞納処分の停止をしたときは、その旨を滞納者に書面で通知すべきである。

(事実)

料金課によれば、滞納処分の停止に関して、滞納者の生活状況等を検討した上で判断をしているとのことである。その判断については滞納整理担当係長を中心に課内で平準化しているとのことであるが、その判断の目安となるマニュアル等はない。滞納処分の停止をしたときに、その旨を滞納者に通知していない。

(理由)

滞納処分の停止について、公平を欠くことのないように、統一的な基準に基づき適正に判断しなければならない。特に、同条項2号「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」について、統一的な基準に基づき判断されないと、担当者によって判断が区々となり、公平を欠く運用になりかねない。料金課では、滞納整理担当係長を中心に課内で平準化して運用しているものの、いわゆる人に頼った運用となっているから、滞納処分の停止の運用に関して統一的な基準を定める必要がある。

また、滞納処分の停止をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならず(地方税法 15条の7第2項)、通知方法は書面によるのが原則である(文書取扱規程3条)。

■地方税法

- 第 15 条の 7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。
 - ー 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあると き。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨 を滞納者に通知しなければならない。

7 延滞金

指摘24・料金課

延滞金は、期別ごとの滞納保険料等が完納された時に調定すべきである。

指摘 25 * 料金課

延滞金の消滅につき、会計規則 43 条の 2 に則った処理がなされるべきである。事務処理上煩瑣であることを考慮しても、最低限、未収延滞金の額を、決算書上明らかにすべきである。

(事実)

料金課では、滞納保険料等が完納されて延滞金の額が確定した時に、延滞金について調定をせず、延滞金が納付された時に調定している。

また、滞納保険料等が時効消滅等により完納されないまま消滅した場合、延滞金を事実上消滅させる扱いがなされているが、財務会計システム上の処理及び不納欠損処理はいずれもなされていない。

(理由)

会計規則 34 条 2 項は、あらかじめ調定することができない歳入について、収納されたときに調定しなければならないと定めている。延滞金の額は、納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じて計算される(分担金条例 5 条)。延滞金の額は収入金が完納された時に確定することになるから、延滞金は「あらかじめ調定することができない歳入」には該当しない。

また、会計規則 43条の 2 は、収入未済金に係る権利について、時効が完成し、又は権利の放棄を行ったときは、速やかに財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めており、延滞金についても同様に処理する必要がある。

8 その他 (保険料の法定軽減及び減免)

意見 18・料金課

賦課元課と連携して、法定軽減及び減免規定の対象となりうる者に対して、これらの規定の適用の十全を図ることが望ましい。特に、滞納者が破産法上の免責許可決定を受けていることを把握した場合には、減免規定に関する申請を促すことが望ましい。

(事実)

料金課によれば、納付相談の過程で、国民健康保険料の法定軽減及び減免規定の対象であることが判明したケースでは、これらの規定に関する申請を滞納者に促しているとのことである。しかしながら、破産法上の免責許可決定を受けた滞納者に対して減免規定が適

用されていないケースがあった。

(理由)

減免規定を適用するためには、申請が必要である(国民健康保険条例施行規則 18条1項)。また、法定軽減規定を適用するためには、所得基準に該当する必要があるが、その前提として所得の申告が必要である。したがって、所定の手続きを経ていないために、法定軽減及び減免規定の適用がされていないケースがあると考えられる。法定軽減又は減免規定の対象となりうる者に対して、法定軽減・及び減免規定の周知を図る必要がある。

■国民健康保険条例施行規則

第 18 条 1 項 条例第 19 条又は第 20 条の規定により保険料の徴収の猶予又は減免を受けようとする者は、国民健康保険保険料徴収猶予申請書(様式第 7 号)又は国民健康保険保険料減免申請書(様式第 8 号)にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。